



事務連絡
平成 20 年 2 月 28 日

都道府県看護行政担当者 殿

厚生労働省医政局看護課長補佐

平成 20 年度新人看護師臨床実践能力向上推進事業の実施について

新人看護師の質の向上及び医療安全の確保を図ることを目的とし、平成 16 年度より新人看護師の教育担当者に対する研修事業を実施しておりますが、平成 20 年度より業務経験が 1 年未満の看護師（以下、「新人看護師」という。）に対する研修を新たに加え、標記事業を下記のとおり実施することとなりました。

貴職におかれましては、本事業の趣旨を御了知のうえ、貴管下の医療機関及び関係団体等に対して周知方お願いいたします。

なお、当該事業については、予算成立後速やかに実施する必要があることから、本事務連絡にて事業内容等を通知するものであり、実施要綱については別途通知予定ですので併せて御了知下さい。

記

1 事業の内容

(1) 概要

本事業は、新人看護師に対し、十分な指導体制及び研修プログラムを有する医療機関において実施される新人看護師に対する研修（以下、「新人看護師研修」という。）に係る費用の一部を補助するものである。

また、効果的な新人看護師研修の実施にあたっては、教育担当者の能力開発、育成が必須であることから、十分な研修プログラムを有する医療機関において実施される教育担当者等に対する研修（以下、「教育担当者研修」という。）についてもこれに係る費用の一部を補助するものである。

(2) 実施機関

本事業は、別紙の研修施設基準を満たす医療機関（以下、「研修施設」とする。）で実施する。

なお、研修施設は原則として他の医療機関の新人看護師及び教育担当者等を研修に受け入れる準備があることとする。

(3) 対象者

ア 新人看護師研修

看護師としての業務経験が1年未満の者（補助対象は60人程度）

イ 教育担当者研修

新人看護師の教育担当者または今後教育担当者となる予定の実地指導者
（補助対象は6人程度）

(4) 期間

ア 新人看護師研修

本事業の補助対象は、原則として60日間とする。

イ 教育担当者研修

本事業の補助対象は、原則として20日間とする。

2 事業の申請

本事業の実施を希望する施設の開設者は、申請書を平成20年3月14日（金）までに厚生労働省医政局看護課に提出すること。

申請にあたっては、新人看護師研修もしくは教育担当者研修のいずれかを単独で申請することも可とする。

なお、新人看護師研修については様式1から様式3及び様式5、教育担当者研修については様式1、様式4及び様式5を提出すること。

（申請書提出先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省医政局看護課

（問い合わせ先） 電話 03-3595-2206（直通） FAX 03-3591-9073

担当：奥津秀子：okutsu-hideko@mhlw.go.jp

堀川慶子：horikawa-keiko@mhlw.go.jp

3 事業の決定

申請書の内容に基づき厚生労働省が審査し決定する。

採択については、効果的な研修プログラムを有すると判断される機関を優先とする。

なお、独立行政法人及び国立大学法人は、本事業の対象に含まない。

4 事業の実績報告

事業を実施する研修施設の管理者は、事業の実績について報告書（様式6）をもって、事業完了日以降2ヶ月以内または平成21年1月30日（金）のいずれか早い日までに厚生労働省に報告すること。

なお、上記期日までに事業が完了していない場合は、この時点までの実績について報告し、事業完了後に最終報告を行うこと。

報告書（様式6）については別途、送付する。

5 その他

本事業の実施状況等について、別途、調査することがあるのでご協力いただきたい。

新人看護師臨床実践能力向上推進事業
(新人看護師研修及び教育担当者研修)

研修施設基準

I 用語の定義

研修施設基準に係る用語の定義については下記のとおりとする。

1 新人看護師

看護師としての業務経験が1年未満の看護師をいう。

2 研修施設

当該事業を実施する医療機関をいう。

3 研修プログラム

研修施設における、新人看護師及び教育担当者に対する研修に関する計画をいうものであり、研修の到達目標、修得方法及び評価方法並びに指導体制を示したものをいう。

4 新人看護師研修プログラム企画・管理組織（委員会等）

新人看護師研修プログラム及び教育担当者研修プログラムの企画、運営、管理及び評価を行う委員会等の組織をいう。

5 教育担当者

新人看護師研修の運営を中心となっており、また実地指導者への助言及び指導等を行う者をいう。

6 実地指導者

新人看護師に対して、臨床実践に関する実地指導、評価等を継続的に行う者をいう。

II 研修施設基準

新人看護師臨床実践能力向上推進事業に係る研修施設基準は、次の各項に掲げるものとする。

1 研修プログラムに関すること

(1) 新人看護師研修について

①研修施設は、新人看護師の研修プログラムを有していること。

②研修プログラムには次の事項が定められていること。

研修目的・目標、研修内容、実施方法（講義・演習等の方法及び集合・個別等の形態等）、時期、期間、実施場所及び評価方法

(2) 教育担当者研修について

①研修施設は、教育担当者の研修プログラムを有していること。

②教育担当者の研修のプログラムには次の事項が定められていること。

研修目的・目標、研修内容、実施方法（講義・演習等の方法及び集合・個別等の形態等）、時期、期間、実施場所及び評価方法

③本事業で実地指導者の研修を行う場合は、②に掲げる事項を定めたプログラムを有していること。

2 研修施設の指導体制に関すること

- (1) 原則として、新人看護師研修に他の医療機関の新人看護師を受け入れる準備があること。受け入れに当たっては、調整担当者を明確に位置付け、連絡調整が密に行えること。
- (2) 施設における看護部門の位置づけ及び看護組織が明確に定められていること。
- (3) 看護部門の継続教育に係る組織が体系化されており、教育担当者及び実地指導者等が配置されていること。
- (4) 新人看護師研修プログラム企画・管理組織（委員会等）を設置し、研修全般にわたる企画及び評価等、総括的な管理を行うこと。
当該委員には次の者を含め、年3回以上検討がされていること。
 - ①病院長若しくはそれに準ずる者
 - ②看護部門の責任者
 - ③看護部門の教育責任者
 - ④事務部門の責任者
- (5) 新人看護師を含む看護職員の継続教育が計画的に実施されており、教育担当者及び実地指導者等による研修成果に係る評価を行う体制を有すること。
なお、「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」（平成16年3月厚生労働省）に基づいて看護職員の継続教育の評価及び改善が行われていることが望ましいこと。
- (6) 研修による到達目標の達成状況等に係る研修記録が整備されていること。
- (7) 新人看護師の精神的な支援体制について明確にされていること。
- (8) 教育担当者、実地指導者に対する支援体制が明確にされていること。

3 複数の医療機関の連携による研修プログラム実施における留意事項

- (1) 複数の医療機関等の連携による研修プログラムの場合、目的及び連携体制等を明示すること。なお、連携する医療機関のうち、少なくとも1施設は、施設基準を満たしていること。
- (2) 当該研修施設において、他の医療機関等からの研修者の受け入れが可能であれば、積極的にこれを実施すること。この場合、プログラム企画・管理組織において、受け入れ体制、調整者等を明確に定めること。

新人看護師臨床実践能力向上推進事業(新人看護師研修)研修施設申請書(様式2)

施設名()

当該事業の対象とする新人看護師研修について該当する項目にチェック(複数可)し、必要な事項を記載して下さい。

Ⅱ. 研修の実施に関すること

項目	チェック	内容
1. 対象者	<input type="checkbox"/>	新人看護師 ()人
	<input type="checkbox"/>	その他 ()人
2. 実施体制	<input type="checkbox"/>	自施設のみで実施
	<input type="checkbox"/>	他の施設と連携して実施 (具体的な方法)
	<input type="checkbox"/>	その他()
3. 研修者の位置づけ	<input type="checkbox"/>	正規雇用職員
	<input type="checkbox"/>	非雇用職員 (具体的に)
	<input type="checkbox"/>	その他()
4. 新人看護師研修プログラム 企画・管理組織 (委員会等)		組織の構成員(職種・職位等) * 別途、資料を添付
		活動計画(会議等開催予定) * 別途、資料を添付
5. 指導体制		実地指導者1人当たりの新人看護師数()人

新人看護師臨床実践能力向上推進事業(新人看護師研修)研修施設申請書(様式3)

施設名()

1. 研修目的	
2. 研修目標	
3. 研修内容等	<p>以下の内容がわかるように記載すること ○研修内容、実施方法(講義・演習等の方法及び集合・個別等の形態等)、時期、期間、実施場所</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
4. 評価方法	<p>以下の内容がわかるように記載すること ○評価時期、評価項目、評価基準</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

新人看護師臨床実践能力向上推進事業(教育担当者研修)研修施設申請書(様式4)

施設名()

1. 研修目的	
2. 研修目標	
3. 研修内容等	<p>以下の内容がわかるように記載すること</p> <p>○研修内容、実施方法(講義・演習等の方法及び集合・個別等の形態等)、時期、期間、実施場所</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
4. 評価方法	<p>以下の内容がわかるように記載すること</p> <p>○評価時期、評価項目、評価基準</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

新人看護師臨床実践能力向上推進事業委託費所要額見込調書（様式5）

対象経費の支出予定額内訳

経費区分	支出予定額	積算内訳
謝金 講師等謝金 実習施設謝金	円	
賃金		
旅費 連絡調整旅費		
需用費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費		
合計		

※ 新人看護師研修及び教育担当者研修のどちらも実施予定の場合には、それぞれ別様にて提出すること。

※ 支出予定額については見込みであり、参考とするためのものですが、事業実施が決定後、申請書を提出される際の金額と大きく異なることのないようお願いいたします。

様式5の記載における注意事項

1. 交付額の上限額及び対象経費については、以下のとおりである。

1 区 分	2 上 限 額 (予定)	3 対 象 経 費
新人看護師臨床実践 能力向上推進事業	新人看護師研修 7,798,000円	事業実施に必要な次に 掲げる経費 謝金、賃金、旅費、 需用費（消耗品費、印 刷製本費、通信運搬費）
	教育担当者研修 930,000円	

2. 各対象経費についての考え方

①謝 金

原則的に部外講師に支払う謝金。

ただし部内の講師については、勤務時間外（残業手当を含め本給が出ない時間）又は、事業に係った経費として、謝金として別に支払いをしている場合のみ申請は可能。

②賃 金

研修の教育担当者の代替として雇用した賃金職員に対する賃金。

期間は実施要綱上の日数まで。

- ・新人看護師研修 60日程度
- ・教育担当者研修 20日程度

賃金は正規職員に対する給与ではないため雇用形態に注意すること。（正規雇用の場合は「給与」になるため対象経費ではない）

③旅 費

講師が研修施設に来訪するための往復旅費。または施設と講師の連絡調整を行うための旅費。ただし、連絡調整を行う場合は電話、電子メール等で調整することが困難であり、職員等を派遣した方が効率的な場合等に限ること。

④消耗品

今回の研修限りで消耗する物品。

例：鉛筆、消しゴム等の文房具 ガーゼ、消毒液等の医療用消耗品など

※模型、教材用ビデオ等継続使用が可能であり病院の財産を増加させると考えられるものは不可

※図書類は分類上「図書購入費」となるが今回は対象経費外であるので不可

⑤印刷製本費

印刷、コピー等に必要な経費。

⑥通信運搬費

文書の郵送等に必要な経費。

※電話代、電子メールに係る経費等は、今回研修のために使用されたものか確認できないため不可。

参 考

(予算成立後に正式配付)

新人看護師臨床実践能力向上推進事業実施要綱 (案)

1. 目 的

新人看護師に対し、看護師として必要な姿勢及び態度並びに知識、技術について十分な指導體制及び研修プログラムに基づく研修を行うことにより、安心して安全な看護ケアを提供するための臨床実践能力を修得させ、資質の向上及び医療安全の確保を図ること。

また、効果的な新人看護師研修の実施にあたっては、教育担当者の能力開発・育成が必須であることから、教育担当者に対し、新人看護師の研修の考え方、人材育成の方法論、新人看護師研修の計画立案及び教育指導の実践等を系統的に研修させることにより、新人看護師の資質の向上及び医療安全の確保を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

事業は、厚生労働大臣の認める者が実施する。

3. 事業の実施期間、定員

(1) 新人看護師研修

- ア 実施期間 原則60日間
- イ 定 員 原則60人程度

(2) 教育担当者研修

- ア 実施期間 原則20日間
- イ 定 員 原則6人程度

4. 事業内容及び事業実施施設

(1) 事業内容

- ア 新人看護師研修及び教育担当者に対する研修の企画、立案、評価を行うための委員会等の設置と運営。
- イ 新人看護師及び教育担当者に対する研修の実施。

(2) 事業実施施設

新人看護師または教育担当者研修の実施に適した医療機関等。

5. 対象者

(1) 新人看護師

看護師としての業務経験が1年未満の看護師

(2) 教育担当者

新人看護師の教育担当者又は今後教育担当者となる予定の者

6. 委託対象外経費

対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。

7. 実施計画の提出

研修実施者は、実施計画を厚生労働省に提出し、承認を受けなくてはならない。

8. 報告書

新人看護師臨床実践能力向上推進事業の実施の進捗に合わせて、プログラムや実施効果等の評価を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。